

公開・非公開の別

公開  部分公開

非公開

## 浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会

### 全体会議録（案）

- 1 開催日時 令和2年8月19日 午前10時から正午
- 2 開催場所 和合せいれいの里 3号館 2階 研修室1
- 3 出席状況  
委員 NPO 法人地域生活応援団あくしす  
ウィズ蜷塚  
ワークセンターふたば  
在宅支援センターぱびるす  
地域包括支援センター和合  
浜松市障害者相談員  
浜松市中区民生・児童委員協議会  
浜松市リハビリテーション病院  
浜松市社会福祉協議会浜松地区センター  
浜松市教育委員会指導課（SSW）  
相談支援事業所くすのき  
事務局 浜松市中障がい者相談支援センター  
浜松市中区社会福祉課  
その他 浜松市障がい者基幹相談支援センター  
浜松市障害保健福祉課
- 4 傍聴者 なし（コロナ禍のため不可とした）
- 5 議事内容
  - 1 浜松市障がい者自立支援協議会について
  - 2 浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会について
    - ア 会則
    - イ イメージ図
    - ウ 年間計画
  - 3 その他
    - ア 浜松市中障がい者相談支援センター相談対応状況
    - イ 緊急時対応事業について
    - ウ 意見交換

6 会議録作成者 浜松市中区社会福祉課障害福祉第二グループ 佐藤

7 記録の方法 発言者の要点記録

録音の有無 有・

## 8 会議記録

1 開 会 司会 中障がい者相談支援センター

2 あいさつ 中区社会福祉課長  
構成員、事務局 自己紹介

### 3 議 事

(1) 浜松市障がい者自立支援協議会について (資料「浜松市障がい者自立支援協議会」及び「年間予定表」に基づき障害保健福祉課より説明)

障がい者自立支援協議会を見直し、今年度からの体制は資料の通り。

障がい者自立支援協議会に市全体会を設置、委託相談支援事業の再編に合わせて5つのエリア連絡会を設置した。

エリア全体会は協議ができる人数に見直すこと、当事者と意見交換ができる場を設置すること、個別支援会議での事例の積み重ねから課題を抽出すること等をエリア連絡会に依頼した。

企画会議を通して、各エリアの事務局に部会の活動報告や提案を受けた課題の整理状況などを報告する。

専門部会は相談支援部会、権利擁護部会、地域生活部会を常設。

相談支援部会では、計画相談ワーキングを立ち上げ計画相談の現状把握のためアンケート実施と体制・仕組みづくりの報告書を作成中。また、当事者部会から委託相談の質の評価、機能強化のための指標づくりを提案されており、委託相談評価ワーキングを立ち上げる予定。

権利擁護部会では、虐待対応に関する行政・関係機関等の共通理解の構築を推進する。

地域生活部会では、こどもワーキングを立ち上げ、アセスメントツールの作成を行っている。

年間スケジュールは年間予定表の通り。

(2) 浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会について(事務局より説明)

平成21年から継続的に会議を行ってきた中で、参加関係機関との顔の見える関係ができ、部会活動等では様々な成果(研修会・啓発活動等)が上がってきている。全体会の構成員が約30の関係機関であり、全体会において地域課題に関する効果的な協議が行いにくい。中区の障害福祉事業所は200程度あり、全ての関係機関の参画が困難である。

今後は、地域の課題をよりよい形で協議できるようにしていきたい。こ

れまでの取り組みを可能な限り継続し、地域の課題（一人一人の個別支援における課題）を解決できるような取り組みにしていきたい。中エリアの多くの関係機関が関与・参画できる取り組みを行いたい、参画する関係機関の負担が多大にならないように配慮したい。

方向性としては、全体会の構成をコンパクトにすることで、有効に協議できるようにする。これまで取り組んできた研修・啓発・当事者参加の場は継続して行えるようにする（啓発・人財部会の設置）。地域課題をより効果的に検討できる場を作る（地域課題検討部会の見直し）。多くの関係機関が参画できる取り組みを行う（ネットワーク会議の設置）。

ア 会則 （資料「浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会会則（案）」に基づき事務局より説明）

主な変更点は5つ。ゼロベースで作成。

①「浜松市障がい者自立支援協議会実施要綱」の改正に伴い、「浜松市中区障がい者自立支援連絡会会則」から「浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会会則」に名称変更。

②第3条（事務局）事務局が委託相談支援事業所から中障がい者相談支援センターに変更。

③第4条（エリア全体会）今回の見直しに伴い、協議事項や構成員を見直し。協議事項を4つ記載。全体会の構成員は事務局で選出。今年は、11名の構成員で全体会の構成をコンパクトにすることで有効に協議できるように考えた。全体会構成員の中で部会構成員を兼任する方としない方がいるが、必要に応じて部会への出席を依頼する場合もある。2年毎の任期だったのを障がい者相談支援センター委託期間と合わせ3年任期とする。

④第5条（エリア部会）部会は3つ。人材育成部会から人財部会に名称変更。部会構成員は全体会構成員から選任されていたが、今年は事務局で選出。辞退や異動で変更はあるが、当事者、支援機関、教育等各分野から選出。部会の構成員の過半数が出席しなければ部会を開くことができない、構成員の過半数をもって議事を決定するといった文言を削除。必要に応じて随時開催とした。

⑤第6条（ネットワーク会議）新たに追加。中区の事業所同士で意見交換や研修等を行い、ネットワーク構築を目指す。年1回程度開催。部会、ネットワーク会議は、コロナ禍であるため開催方法等については検討していく。

本全体会で承認後、会則を施行する。

イ イメージ図 （資料「令和2年度浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会イメージ図（案）」に基づき事務局より説明）

資料中央に記載の人材育成部会は、人財部会へ修正。

今回の見直しで、個別支援会議での事例の積み重ねから課題を抽出できるようにしていきたい。個別支援会議から出されたニーズや課題、困難ケース等について、地域課題検討部会で更に課題を精査。地域課題として全体会へ報告するとともに、啓発部会や人財部会でできそうなことは部会で協議をしてもらう。

全体会は年2回開催を予定。次回は2月頃を予定。全体会で協議された内容は、自立支援協議会へ報告する。全体会から協議会への提案は、必要に応じ全体会を開催し、諮っていきたい。

今年度からの連絡会の変更点等については、部会やネットワーク会議等で部会構成員や中区の事業所へ伝える。

議事録と合わせて会則、イメージ図は（案）を取ったものを構成員に郵送する。

ウ 年間計画（資料「令和2年度浜松市障がい者自立支援協議会中エリア連絡会年間計画（案）」に基づき事務局、部会長より説明）

連絡会のテーマは「つながる暮らし ともに生きよう この街で」連絡会スケジュールは表のとおり。ネットワーク会議はコロナ禍で開催時期未定のため記載していない。

各部会長より、資料に基づき、部会テーマ及び活動内容の報告。

#### <質疑応答>

・イメージ図（案）の中の事務局の位置づけは。

→事務局は全体会や部会等全てに関わるため、イメージ図（案）の中央四角で囲んだ部分を想定している。

・障がい者自立支援協議会で話し合われた内容はどのような形でエリア連絡会へ伝わるか。

→エリア連絡会の中で報告の場を設ける。資料等も共有していく。

会則（案）、イメージ図（案）、年間計画（案）は出席者全員の承認を得た。

#### (3) その他

ア 浜松市中障がい者相談支援センター相談対応状況（資料「浜松市障がい者相談支援センター 相談対応状況」に基づき中障がい者相談支援センターより説明）

令和2年4月から7月までの対応状況は資料の通り。

相談延べ件数の約4割は関係機関とのやりとり。

相談者の障がい内訳は約9割が精神・知的障がい。

相談内容で多いのは、福祉サービス導入や利用後の相談。健康・医

療や不安の解消の相談は300件を超えている。コロナ禍で家計、経済など生活困窮の相談がある。生活保護申請の助言や支援を行った。家庭内で複合的な課題（8050問題など）を抱えているケースが多く、継続ケースとなり、支援に時間がかかっている。関係機関と連携しながら支援をしている。

イ 緊急時対応事業について（資料「地域生活支援拠点における浜松市緊急時対応事業について」に基づき障がい者基幹相談支援センターより説明）

緊急時対応事業はセーフティネットとしての役割を持つ。登録書を作成し、緊急時に備える。登録事業所は現在3事業所であるため、受入れの事業所を増やしていきたい。グループホーム併設の短期入所や特別養護老人ホーム等での共生型短期入所の拡充を検討していきたい。また、登録者数は現在9名であるが、対応実人数で未登録であった人が多い。中エリアで緊急対応が必要となる人の見込みは約200人。緊急時の登録が必要なケースがあれば、中障がい者相談支援センター又は担当の計画相談支援事業所へ相談をいただきたい。

ウ 意見交換

- ・緊急時対応事業について、本人からの発信は難しいと思われる。相談支援専門員への周知はあるか。  
→計画相談支援事業所には周知をしている。
- ・65歳以上の障がい者は介護保険で対応か。緊急時対応事業は利用できるか。ケアマネにも周知をされているか。  
→65歳以上であっても障害福祉サービスを利用して利用可。地域包括支援センターには周知している。
- ・介護保険利用者はケアマネが調整を行う。事業対象者は安心宿泊事業が28日まで連続利用可能と思われる。65歳以上の障がい者はケアマネから短期入所事業所等へ問い合わせることもある。緊急時に初めて短期入所を利用するということがないように普段から利用しておいてもらえると受入れがしやすい。ケアマネと情報共有し、連携して欲しい。情報共有や繋ぎ方が課題。
- ・緊急時対応事業は短期入所や入所施設のみが対象か。通所施設としてやれることはあるか。  
→通所の事業所から見て緊急時対応事業が必要と思われるケースは計画相談支援事業所に伝えて欲しい。また、短期入所、居宅介護を対象としているが、居宅介護は体制整備ができていない。緊急時にヘルパーが入れるか等は今後の課題である。

- ・緊急時、コロナに感染している場合や濃厚接触者の場合の短期入所の受入れはどうなるか。隔離施設でのバリアフリー化、障がい者が落ち着いて過ごせるかが課題。
  - ・外国籍で日本語が分からずコミュニケーションが取れない人への相談支援はどこができるか。
- 市の通訳の活用や地域課題検討部会で事例検討ができると良い。
- ・コロナ感染時の対応等について、当事者に情報を提供して欲しい。

4 閉 会 事務局

以上